

令和8年5月8日宣告

令和8年（わ）第127号 道路交通法違反被告事件

判 決
主 文

被告人を拘禁刑1年に処する。

未決勾留日数中20日その刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、公安委員会の運転免許を受けないで、

第1 令和7年11月28日午後5時頃、札幌市（住所省略）付近道路において、普通貨物自動車を運転し、

第2 同年12月3日午後0時9分頃、同市（住所省略）付近道路において、前記車両を運転し、

第3 同月4日午前7時58分頃、北海道小樽市（住所省略）付近道路において、前記車両を運転し、

第4 同月22日午前7時28分頃、札幌市（住所省略）付近道路において、前記車両を運転し、

第5 同月23日午前10時14分頃、前記場所付近道路において、前記車両を運転し、

第6 同月25日午前8時45分頃、同市（住所省略）付近道路において、前記車両を運転した。

(法令の適用)

罰 条 いずれも道路交通法117条の2の2第1項1号、64条1項

刑 種 の 選 択 いずれも拘禁刑

併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条(犯情の最も重い判示第6)

未決勾留日数の算入 刑法21条

(量刑の理由)

無免許運転の動機が事故の賠償金を捻出すべく稼働することであったとしても、これをもって犯行を正当化することはできない。本件は、無免許運転を繰り返す中で敢行された常習的犯行の一環である上に、被告人は、令和7年4月に過失運転致傷等により懲役3年、執行猶予5年の判決を受けたにもかかわらず、それから僅か半年余りで本件犯行に及んでいることなどを踏まえると、交通法規を著しく軽視していたものといわざるを得ず、意思決定に対して強い非難が妥当する。

このほか、被告人が事実を認めて反省の態度を示していること、前刑の執行猶予が取り消される見込みであることなどを考慮し、主文の刑が相当と判断した。

(検察官笹井卓、弁護士高野俊太郎出席)

(求刑 拘禁刑1年6月)

令和8年5月8日

札幌地方裁判所刑事第3部

裁 判 官 西 功